

## 新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)

令和2年2月27日(木)に開催した、「三田市新型コロナウイルス感染症対策会議」において、以下について決定しましたので報告します。なお、県内での感染者の発生など状況の変化によっては、適切に見直しを行います。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症への職員対応について(人事課)

別紙1のとおり

#### 2. 感染予防対策について(危機管理課・健康増進課)

- ・市役所本庁舎(2号庁舎・3号庁舎・南分館を含む)、市民センター等の出入口にアルコール消毒液を設置。
- ・ホームページ、市広報紙、防災防犯メールを活用した周知を継続する。

## 新型コロナウイルス感染症への職員対応について

### 1. 感染症予防対策について

- (1) 石鹼や消毒液等の手洗いの励行  
職員通用口等へアルコール消毒液を設置し、入庁時には必ず消毒する。
- (2) 来庁者等への予防  
窓口職場や訪問等市民と接触する機会の多い職員については窓口対応中のマスク着用を義務付ける。必要なマスクについては人事課において配布する。
- (3) 健康状態の自己把握の徹底

### 2. 感染リスク低減策

#### ●感染機会の減少策

- (1) 通勤ラッシュ時間を回避するため、時差出勤制度の活用を推奨する。  
(利用回数を月3回と制限しているものを解除する。)
- (2) テレワーク等在宅勤務の実施を推奨する。
- (3) 出張や大規模会議の出席抑制を行う。

#### ●感染拡大の防止策

- (1) 発熱等風邪の症状が見られた場合は、自主的な休暇の取得を推奨する。
- (2) 概ね50人以上集まる研修等については延期や中止を検討する。

#### 【問い合わせ】

人 事 課 (担当：西尾)  
内線 2341 直通 559-5037